

議案第60号

長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例について

長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年9月2日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するため必要があるからである。



## 長久手市条例第 号

長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年長久手市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(5) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(5) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保</p>	<p>(職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保</p>

育士とする。

(1)～(3) (略)

(4) 満3歳以上満4歳に満たない  
児童(法第6条の3第10項第2  
号の規定に基づき受け入れる場  
合に限る。次号において同じ。)

おおむね15人につき1人

(5) 満4歳以上の児童 おおむね  
25人につき1人

3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の  
職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる  
区分に応じ、当該各号に定める数の  
合計数以上とする。ただし、保育所  
型事業所内保育事業所一につき2  
人を下回ることはできない。

(1)～(3) (略)

(4) 満3歳以上満4歳に満たない  
児童(法第6条の3第12項第2  
号の規定に基づき受け入れる場  
合に限る。次号において同じ。)

おおむね15人につき1人

(5) 満4歳以上の児童 おおむね  
25人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の

育士とする。

(1)～(3) (略)

(4) 満3歳以上満4歳に満たない  
児童(法第6条の3第10項第2  
号の規定に基づき受け入れる場  
合に限る。次号において同じ。)

おおむね20人につき1人

(5) 満4歳以上の児童 おおむね  
30人につき1人

3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の  
職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる  
区分に応じ、当該各号に定める数の  
合計数以上とする。ただし、保育所  
型事業所内保育事業所一につき2  
人を下回ることはできない。

(1)～(3) (略)

(4) 満3歳以上満4歳に満たない  
児童(法第6条の3第12項第2  
号の規定に基づき受け入れる場  
合に限る。次号において同じ。)

おおむね20人につき1人

(5) 満4歳以上の児童 おおむね  
30人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の

<p>職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(5) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>	<p>職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(5) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議案の概要

### 1 改正の趣旨

この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正するものです。

### 2 改正の内容

各施設における保育士の配置基準を次のように改めること。(第29条、第31条、第44条及び第47条関係)

施設分類 (記載条項)	対象	改正前	改正後
小規模保育事業所A型 (第29条第2項)	3歳児：保育士	20：1	15：1
	4歳以上児：保育士	30：1	25：1
小規模保育事業所B型 (第31条第2項)	3歳児：保育士	20：1	15：1
	4歳以上児：保育士	30：1	25：1
保育所型事業所内保育事業所 (第44条第2項)	3歳児：保育士	20：1	15：1
	4歳以上児：保育士	30：1	25：1
小規模型事業所内保育事業所 (第47条第2項)	3歳児：保育士	20：1	15：1
	4歳以上児：保育士	30：1	25：1

### 3 今後の影響

特にありません。

### 4 附則について

この条例は、公布の日から施行するものとします。